

# 保育所の入園は

入園申請は1月31日まで

十二月一日から一月三十一日まで保育園児の昭和六十一年度の入園受け付けを市福祉事務所・市内各保育園で次により行います。

◇留意事項◇  
(1) 入園するには、母親が仕事を休んだり、病気が仕

により、その子の保育が十分にできない場合に限りられます。  
(2) 保育料は、入園する児童の属する世帯全員の所得税、市民税及び固定資産税の課税額をもとに厚生省の定める基準により決定されます。

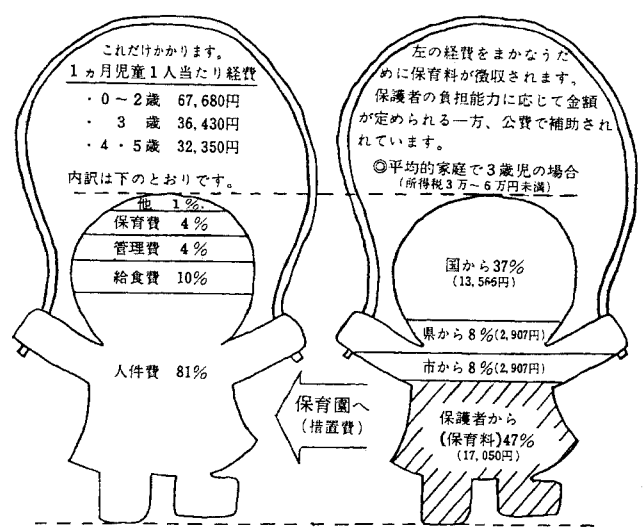
(3) なお保育料は、保育単価(児童一人当り経費)の変動により、年度中途で変更される場合があります。  
(4) 入所の決定は、状況調査のうえに行います。  
(5) 現在在園している児童も来年三月三十一日で措置解除になりますので、改めて申請して下さい。  
◇申請方法◇  
所定の申請書に所要事項を記入のうえ、つぎの書類を添えて提出して下さい。

(ア) 世帯員のうち給与所得者は、昭和六十年分源泉徴収票。  
(イ) 世帯員のうち所得税確定申告者は、昭和六十年分確定申告書の控えを三月十五日までに提出して下さい。この提出がない場合には後日四月にさかのぼって保育料の差額を追加徴収されることとなります。  
(ウ) 母親が内職及びパート勤務をしている場合は、事業所の証明書。  
(エ) 母親が病氣、出産、もし

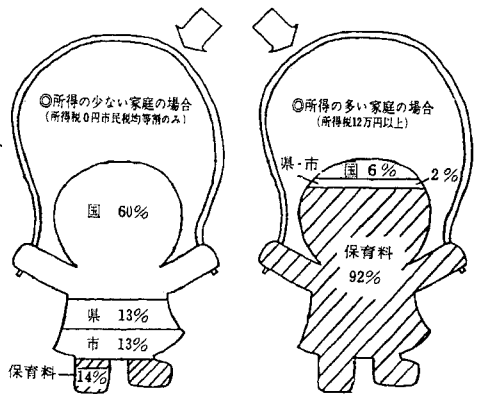
くは、家族に長期にわたる病人等がいて、その看護に母親があつたている場合は、医師の診断書または民生委員の証明書。  
◇入園措置期間◇  
昭和六十一年四月一日から九月三十日までの六カ月間とし、なお引続き措置理由があれば昭和六十二年三月三十一日まで更新されます。  
◇問合せ◇  
市福祉事務所厚生係  
☎(43) 11111 内線277

## 《参考》保育料徴収の仕組み

(昭和60年度の定員60名の保育園の例)



(注)  
・本表は、本年度の定員60名規模の保育園における3歳児の例をとったものであるため、図中の割合は、園の定員、児童の年齢等により、なお若干の幅があります。  
・所得税は前年分、市民税は前年度分を用います。



### ◎入園受付は下表保育園か市福祉事務所へ

保育園名	所在地	T E L	施設長名	定員
宝保育所	大幡1,541	(43) 1111内292	柴田 隼敏	90人
円通保育園	中央3-5-1	(43) 4835	佐々木宗道	150
長生保育園	下谷2,954	(43) 2690	山本 田鶴	90
東陽保育園	古川渡655	(43) 2557	折山 義晴	90
三吉保育園	法能866	(43) 2385	志村 和彦	60
境保育園	境129	(45) 2296	雨宮 徹学	90
盛里保育園	朝日曾雌1,798	(48) 2053	小俣 賢明	45
川茂保育園	川茂172	(43) 3321	川茂 岱定	60
さくら保育園	田野倉1,324	(43) 8110	安藤 圭子	60
開地保育園	小野623	(43) 3647	亀沢布二子	60
東桂保育園	桂町1,239	(43) 7185	矢羽 正子	120